

〈論文〉

地域経済循環の構築における
地理的表示制度の可能性と課題
—愛知県の八丁味噌を事例として—

The Potential and Challenges of Geographical Indications
in Building Regional Economic Circulation:
A Case of Hatcho Miso in Aichi Prefecture, Japan

関根 佳恵

SEKINE, Kae

Abstract:

The Geographical Indication System introduced in Japan in 2015 is expected to maintain and develop local traditional agri-food production and ultimately promote regional economic circulation. However, issues arose in 2017 over the registration of Hatcho Miso in Aichi Prefecture as a Geographical Indication, highlighting the contradictions and challenges in Japan's Geographical Indication System. Employing the case of Hatcho Miso, this paper aims to clarify the potential and challenges of Japan's Geographical Indication System in building regional economic circulation. Based on the author's interviews including semi-structured questionnaires with stakeholders from 2009 and 2023, this study compares Japan's system with that in use in Europe and Japan's private certification scheme, "Honbano Honmono," concluding that Japan's system needs to introduce the status of Protected Designation of Origin (PDO), which is employed in the EU's system, and to conduct more rigorous quality evaluations.

Keywords:

Regional economic circulation, Geographical Indication, Honbano Honmono, Hatcho Miso, Japan

要旨 日本で2015年に導入された地理的表示制度は、地域の伝統的な農産物・食品の生産を維持・発展し、ひいては地域経済循環を促進することが期待されている。しかし、愛知県の八丁味噌の地理的表示登録をめぐる問題が2017年に発生したことで、日本の同制度の矛盾・課題が浮き彫りになった。本稿はこの事例に着目し、日本の地理的表示制度を欧州の類似制度や日本の民間認証制度「本場の本物」と比較しながら、地域経済循環の構築における地理的表示制度の可能性と課題を明らかにすることを課題とする。本稿は、文献調査および2009年から2023年にかけて実施した関係者へのインタビュー調査に依拠している。結論として、EUの地理的表示制度および「本場の本物」に倣って、原産地呼称保護(PDO)相当の分類を現行の日本の地理的表示制度に導入し、より厳格な品質評価をする必要性を指摘する。

キーワード 地域経済循環、地理的表示、本場の本物、八丁味噌、日本

1. はじめに

グローバル化の進展と貿易自由化を背景に、日本の農産物・食品分野は厳しい状況に直面している。GATT ウルグアイ・ラウンド交渉(1986~94年)からWTO体制(1995年発足)、CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、通称:TPP11、2018年先発国で発効、2023年までに後発国でも発効)、日EU・EPA(経済連携協定、2019年発効)、日米貿易協定(2020年発効)、およびRCEP(地域的な包括的経済連携協定、2022年発効)にいたる過程で農産物・食品の輸入量は著しく増加し、食料自給率は過去最低の水準(カロリーベース38%、2022年)に低下した。農業従業者の高齢化率はすでに7割を超えている(2019年)。また、農山漁村地域では過疎化と高齢化が急速に進み、集落の機能が低下するとともに、頻発する鳥獣害や気象災害も相まって耕作放棄地の増加(全農地の約1割、2015年)につながっている。さらに、和食がユネスコの世界無形文化遺産に登録(2013年)されても、米や味噌の消費量は年々減少し、伝統食品やその製造技術を持つ職人や中小零細事業者が姿を消しつつある。

こうした状況において、近年注目されているのが、多様な食農ラベリング制度¹⁾である(関根2020a: 2020b: 2021: 2023)。同制度は、市場経済システムの下で消滅する可能性が高い伝統的で高品質な地域の農産物・食品に対してラベル認証を行うことで、食の遺産としての継承を目指す制度である。日本で2015年に導入された地理的表示制度(以下、GI制度)は、その一形態で

1) 食農ラベリング制度とは、公的または民間団体によって設置された農産物・食品の品質に関するラベル認証制度である。なお、ここでいう品質とは五感で知覚できる狭義の品質(味、色、形、香り等)だけでなく、五感で知覚できない社会的品質を含む広義の品質(生物多様性の維持や労働基準の順守等)を指す。

ある。GI制度の活用により、地域の伝統的な農産物・食品の生産を維持・発展し、ひいては地域経済循環の構築や地域内再投資力(岡田 2020)の向上につながることを期待されている。

しかし、愛知県の伝統食品である八丁味噌のGI登録をめぐる問題が2017年に発生したことで、日本型GI制度の矛盾・課題が浮き彫りになった。本稿では、この事例に着目し、地域経済循環の再構築におけるGI制度の可能性と課題を明らかにすることを課題とする。本研究は、文献調査に加えて、2009年から2023年にかけて実施した関係者(農林水産省、特許庁、一般財団法人食品産業センター、株式会社テロワール・アンド・トラディション・ジャパン、愛知県庁、愛知県味噌溜醤油工業協同組合、八丁味噌協同組合、両組合所属味噌メーカー、およびEUの地理的表示制度の専門家)への対面およびオンラインのインタビュー、およびEメールによる調査に依拠している。

第2節では、地域経済循環をめぐる近年の議論を俯瞰したうえで、その循環を再構築するために農林水産業および食品製造業の有機的連関が重要であることを指摘する。第3節では、世界のGI制度の歴史と日本への導入過程を振り返り、日本のGI制度を欧州の同制度、および関連する民間認証制度「本場の本物」と比較する。第4節では、愛知県の八丁味噌の地理的表示登録をめぐる問題の背景、経過、および論点を明らかにする。最後に、地域経済循環を再構築するうえで、GI制度にはどのような可能性と課題があるのかを整理し、今後の課題と改善策について提言を行う。

2. 地域経済循環と農業・食品産業

2.1. 地域経済循環をめぐる議論と政策の展開

近年、経済界では、循環経済を意味する「サーキュラー・エコノミー」が脚光を浴びている(レイシーら 2020)。ピーク・オイル論が盛んになり、環境破壊による経済成長の阻害リスクが顕在化する中、2012年の世界経済フォーラムでサーキュラー・エコノミーの潜在力を定量化した報告書(Elle Macarther Foundation 2013)が発表されると、欧米の多国籍企業は先を争うように経営戦略にこの新しい概念を導入し始めた。確かに、多国籍企業やそのサプライチェーンが資源の有限性に気づき、環境や気候危機に配慮することは有意義であるが、その議論の中心は資源・エネルギーのリサイクルによって自社の経営コストを削減し、競争優位に立つことにある(レイシーら 2020)。農業・食料分野で期待されているのは、遺伝子組み換え技術や植物工場であり、そこに農業生産者や中小零細規模の食品事業者、労働者の姿、および地域社会の未来像は描かれていない。

こうした多国籍企業のためのサーキュラー・エコノミー論とは対照的に、岡田(2020)の地域経済循環論とそれを支える地域内再投資力論は、上記の議論では捨象されている地域社会と地球の持続可能性を維持することに主眼が置かれている。特に農業・食料分野では、地域に根ざした農業生産者、農業協同組合、食品事業者、旅館等の観光産業、地方自治体、住民等が、地

地域経済循環の活性化および地域内再投資力の向上の主役と位置づけられている。逆に、同じ地域づくりでも、大分県の一村一品運動のように特産物の製造が大手企業一社に集中した場合、地域への波及効果が小さく、輸入原料や都市市場に依存していれば、一層脆弱性が高まることも指摘されている。

農村地域の循環経済をめぐる議論が活発化する中、世界各地ではどのような政策が展開されているのだろうか。まず欧州連合（EU）に注目すると、2019年に発表された政策パッケージ「欧州グリーン・ディール」の一環として、2020年に「農場から食卓までの戦略」と「サーキュラー・エコノミー行動計画」が策定された。EUの一連の政策は、国際競争力を高めるために資源・エネルギーの浪費を見直す点では世界経済フォーラムの議論と整合的だが、その目的は、人びと、地域、および都市のための循環経済を目指すことだとしている（European Commission 2020）。また、2023年に始まった新共通農業政策（CAP）では、国連の持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定、国連「家族農業の10年」等の国際的潮流も受けて、環境政策を強化するとともに大規模農業生産者に対して直接支払交付金の上限額と累進的減額制度を導入し、地域経済・社会活性化の担い手である小規模農業生産者への再配分を強化した（関根 2020c）。さらに、地理的表示制度に持続可能性指標を追加し、持続可能な農業・食品産業の育成を目指す方向が打ち出されている。

翻って日本では、同じく国際潮流の変化を受けて、環境省が第5次環境基本計画（2018年閣議決定）の中で「地域循環共生圏」の概念を打ち出し、2021年には農林水産省が「みどりの食料システム戦略」を策定した。日本の農山漁村では、国の政策に先行して、森里川海をつなぐ流域生態系の連携を通じて環境・社会・経済を維持・発展させる取り組みが、すでに各地で展開している。政府の政策は、これを後押しするものでなければならない。一連の政策を検討すると、政府が掲げる「Society 5.0」と統合的なスマート技術等が重視されているが、デジタル技術中心ではなく地域住民中心の政策に転換していくことが求められる。

2.2. 日本の農業・食品産業の位置づけと地域内再投資力

次に、地域経済循環における日本の農業・食品産業の位置づけを確認しよう。日本のGDPのなかで農林水産業が占める割合は1.2%（2021年概算）に過ぎないが（農林水産省 2023a）、農山漁村において農林水産業は基幹産業であり、食料の供給だけでなく、治山治水といった国土保全や防災、生物多様性の維持、環境保全、景観の提供、伝統文化の継承、雇用創出等、公共性の高い多面的機能を果たしている。また、中小零細企業が全体の99%を占める食品製造業がGDPに占める割合は3.5%（2021年）であるが、地域経済の重要な柱となっている。

伝統的に、農林水産業と食品製造業の立地には地理的近接性があり、地域内で生産した原料を用いて加工食品を製造することが一般的であった。郷土食の代表格である味噌は、その好例である。しかし、貿易自由化が政策的に推進される中で、両者の有機的連関は分断され、今日では味噌を含む多くの国産加工食品はその原料を輸入に依存している。穀物の食料自給率は特

に低く（小麦17%，大豆7%），家畜飼料の自給率（26%）よりも低位にとどまっている（2021年）（農林水産省 2023b）。

政府は貿易自由化をチャンスととらえ，縮小する国内市場よりも成長する輸出市場を積極的に目指すべきだとしており，第二次安倍政権は2030年までに農産物・食品の年間輸出額を5兆円とする目標を掲げた（2020年3月閣議決定）。しかし，2020年には新型コロナウイルス禍に見舞われ，2022年以降のロシアによるウクライナ侵攻やインフレ等の影響で世界的に景気が後退する中，目標の達成は困難になっている。そのようななかで今後目指すべきは，輸出拡大よりも，地域農業と地場産業としての食品製造業の分断をのり越え，双方の連携に向けた関係の再構築であり，それによって地域内再投資力を取り戻すことだろう。そして，地域の農業生産者や中小零細規模の食品事業者，消費を支える地域住民，および伴走者としての地方自治体を，中心的な担い手として位置づけることが求められている。

3. 日本における地理的表示制度の展開

3.1. 地理的表示制度の歴史と矛盾

貿易自由化によって国内産地がますます価格競争にさらされる中，農業生産者の間では，産地名を消費者に伝えることで輸入品との差別化をはかる取り組みが増えている。また，日本では，2017年9月から加工食品の原材料の産地名表示が義務化されたことも，こうした取り組みに追い風となっている。一方，国産・地元産の農産物・食品の生産拡大を応援したいと願う消費者にとっても，産地表示は重要な情報である。さらに，農産物・食品と産地の気候や風土，歴史，技術，品質，および社会的評価等の結びつきを示す名称を保護する GI 制度が注目されている。

今日，世界で最も包括的な GI に関する協定は「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS 協定，1995年発効）である。同協定によると，GI とは「ある産品に関し，その確立した品質，社会的評価その他の特性が当該産品の地理的原産地に主として帰せられる場合において，当該産品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示」である（TRIPS 協定第22条第1項）。同協定では，EU のように独自の法律を制定して GI を保護することも，米国やカナダ，豪州のように商標法に則って保護することも認められており，EU と米国等は GI 制度の主導権をめぐる競争関係にある（関根 2015: 2017）。

そもそも特定産品の産地を示す原産地呼称の歴史は古く，紀元前にさかのぼる（高橋 2015）。大航海時代にも，原産地表示は偽装表示を防止し公正な取引をするために重視されていた。18～19世紀には原産地呼称統制に関する国際協定が登場し，20世紀には南欧のフランス，スペイン，イタリアで国内法制が整えられた（Bonanno et al. 2019）。この頃までは，偽装による不正競争の防止と消費者保護が，GI 制度の主な目的であった。

しかし、1980年代に GATT ウルグアイ・ラウンド交渉で農産物・食品の貿易自由化交渉が本格化し、WTO 体制への移行による関税引き下げと農業補助金の削減、国際市場競争の拡大が決定的になると、EU はフランスやイタリアの原産地呼称統制制度を原型として GI 制度 (旧 EU 規則2081/92, 現 EU 規則1151/2012) を整備した。その目的は、新自由主義的政策の下で政府による市場介入措置の選択肢が限定される中、危機に瀕する域内の農業 (特に条件不利地域の小規模・家族農業) とその多面的機能を維持することであった (関根 2015: 2017)。また、近代的技術によって画一的に大量生産される工業的食品との価格競争のなかで、淘汰されつつあった地域固有の伝統食品を保護し、伝統技術やその担い手である中小零細事業者を守ることも、GI 制度に期待された。実際、GI 制度によって農業生産者や食品事業者等の収益性が回復し、関連するツーリズム等への波及効果が農村地域の活性化に貢献している事例が多数あることから、グローバルな市場競争や食と農の工業化の負の影響を緩和する制度として、EU を始めとする国・地域では高く評価されている。

しかし、数々の成功事例がある一方で、GI 制度がその本来の狙いから免脱して、工業的農産物・食品を生産する大規模農業や大手企業・多国籍アグリビジネスの経済的効率性の論理にからめとられ、逆に小規模な家族農業や中小零細の伝統食品事業者を市場から排除する事例も報告されている (Bonanno et al. 2019; Bowen 2015)。例えば、原材料の調達範囲を拡大したり、化学農薬・化学肥料および食品添加物を使用したり、伝統的な農法・製法を近代的なそれに置き換えるかたちで生産基準が緩和され、結果的に、地域農業の活性化や生物多様性の維持、伝統技術の継承、さらには小規模・家族農業や中小零細食品事業者の存続を阻害するケースもみられる²⁾。

3. 2. 日本の地理的表示制度：EU・「本場の本物」との比較

欧米各国が GI 制度を整備する中、日本政府も各種の GI 制度を段階的に整備してきた (第 1 表)。まず、TRIPS 協定が発効した1995年には国税庁が酒税法を改正し、清酒、蒸留酒、ぶどう酒等の GI 保護を開始した。続いて、2006年には特許庁が商標制度にもとづく地域団体商標登録制度をスタートさせ、農産物・食品だけでなく伝統工芸品や温泉等のサービスも登録対象とした。これは、商標制度で GI 保護を図る米国等と足並みをそろえた格好である。その後、日 EU・EPA 交渉が本格化すると、EU 型の制度導入と登録製品の相互保護を求める EU の要求に応じて、日本政府は米国への配慮から一転して EU 型の GI 制度導入に舵を切った (関根 2015: 2017)。なお、2005年に導入された民間認証制度「本場の本物」は、当時、EU 型の GI 制度を法制化できなかった農林水産省の補助事業として一般財団法人食品産業センターが立ち上げ、2016年以降は一般社団法人本場の本物ブランド推進機構が審査・認定業務の運営を行い、株式

2) イタリア発の国際スローフード協会のプレシディオ認証は、こうした GI 制度の矛盾をのり越えようと、化学農薬、食品添加物、および地域の固有品種の利用等に関してより厳格な生産基準を定めている (関根 2020b)。

第1表 日本の地理的表示制度と「本場の本物」（2023年10月現在）

	酒類の GI	地域団体商標	地理的表示	本場の本物
対象	酒類	全財サービス	農産物・食品	農産物・食品
導入年	1995年	2006年	2015年	2005年
根拠法	酒税法	商標法	GI 法	—
管轄省庁・事業者	国税庁	特許庁	農林水産省	(一社) 本場の本物ブランド推進機構
ロゴ	—			 I 種 II 種
国産品登録数	25件	759件(うち海外3件)	137件(うち海外5件)	60件

資料：国税庁(2023)，特許庁(2023)，農林水産省(2023c)，本場の本物ブランド推進機構(2023a) より筆者作成。

会社テロワール・アンド・トラディショナル・ジャパン (T&T Japan) が販売促進や輸出等を担っている。

一見すると、日本で2015年に導入された EU 型の GI 制度は、EU の GI 制度と同等水準の制度であるような印象を受ける。しかし、法律の条文を比較してみると、そこには大きな違いがある（第2表）。すなわち、EU 規則1151/2012第5条では、PDO と PGI という二種類の GI の設置を定めており、前者は生産工程のすべてが認定地域内で行われることを、後者は生産工程の一部が認定地域内で行われることを登録要件としている。換言すれば、加工食品の場合、前者では原料農産物の産地も認定地域内であることが求められるが、後者では認定地域外（EU 域内）で生産された農産物を原料とすることが認められる。一方、日本の地理的表示法では、条文の第2条2項に、そのような定めは明記されていない。すなわち、日本では、輸入品を GI 産品の原料とすることが認められているのである。これは、民間認証制度の「本場の本物」が、EU の二段階認証を模範として、PDO に相当する「I 種」と PGI に相当する「II 種」を区分して登録しているのとは対照的である（第1表）。

農林水産省は、PDO に相当する認証を導入しなかった理由として、（1）日本の農業・食品産業が輸入原料・飼料への依存度が高く、PDO に登録できる農産物・食品が少ないこと、（2）消費者に分かりやすいシンプルな制度にすることをあげている（関根 2015）。しかし、日本には地元産原料を使用した味噌や漬物、地域で放牧した畜産物等も多数存在する。さらに、EU では二段階認証による消費者の混乱が生じていないことを考慮すれば、日本で PDO を導入しなかった本当の理由は別のところにあると考えられる。すなわち、原料・飼料の輸出国への配慮

第2表 日本とEUのGI制度の違い

	GIの種類	登録の要件	ロゴ
EU	原産地呼称保護 (Protected Designation of Origin: PDO)	【欧州議会・理事会規則(EU) 1151/2012 第5条(1)】 (a) 特定の場所, 地域, まれに国を原産地としていること (b) 製品の品質や特性が, 本質的または排他的に, 自然的・人的要因を備えた固有の自然・地理的環境によるところが大きいこと (c) <u>生産工程のすべてが一定の地理的領域で行われていること</u>	
	地理的表示保護 (Protected Geographical Indication: PGI)	【欧州議会・理事会規則(EU) 1151/2012 第5条(2)】 (a) 特定の場所, 地域, または国を原産地としていること (b) 製品の品質, 評判, その他の特性が, 本質的に原産地に起因していること (c) <u>生産工程の一部が一定の地理的領域で行われていること</u>	
日本	地理的表示 (EUのPGIに相当)	【地理的表示法 第二条2項】 (a) 特定の場所, 地域又は国を生産地とするものであること (b) 品質, 社会的評価その他の確立した特性が前号の生産地に主として帰せられるものであること	

資料：EU規則1151/2012および特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)より筆者作成。

である³⁾。結果として、日本がPDOを導入しなかったことにより、地域農業と地場食品産業との有機的連携を再構築し、地域経済循環を取り戻す契機としてGI制度を活用する可能性が大きく損なわれてしまった。今後、法改正によるPDO導入が強く望まれる。

4. 愛知県のGI八丁味噌をめぐる対立と教訓

4.1. 愛知県の農業と食文化

以上を踏まえ、日本におけるGI制度の実際の展開状況を、愛知県の八丁味噌を事例に検討してみよう。愛知県は、トヨタ自動車に代表される製造業が盛んな地域だが、全国8位の農業産出額(2018年)を誇る全国有数の農業県でもある(愛知県2020)。特に、キク、キャベツ、う

3) 2010年11月26日に内閣に設置された食と農林漁業の再生推進本部は、2011年10月25日に「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を策定し、地理的表示保護制度を導入することを明記した。これを受けて、同年12月24日に同計画に関する取組方針が発表され、2011年度中に有識者による研究会を設置することとなった(農林水産省2012)。2012年3月26日から同年8月3日にかけて全5回開催された地理的表示保護制度研究会では、EU、アメリカ、およびオーストラリアの産業界の代表等から意見聴取を行った(地理的表示保護制度研究会2012)。このなかで、アメリカ産業界の代表は「日本において、潜在的な貿易構造や米国との貿易を損ねるような制度の導入は回避すべき」と発言し、オーストラリア産業界の代表はEU型のGI制度を日本が導入することによりオーストラリアの産業界にマイナスの影響が生じることへの懸念があると発言していた。

ずら卵、シソ、フキ、イチジク等の生産では全国1位のシェアを誇る。また、「名古屋メシ」として知られる味噌カツや味噌煮込みうどん等の八丁味噌を用いた料理が、郷土の伝統的な食文化となっている。

八丁味噌は、愛知県西三河地方の岡崎市八丁町（旧八丁村）⁴⁾で、江戸時代から造られてきた伝統食品である（八丁味噌協同組合 2020）。旧八丁村は、東海道と矢作川が交わる水陸交通の要衝であり、八丁味噌の原料である大豆と塩を集積する上で好都合な場所であった。また、八丁味噌は徳川家康を支えた三河武士団の携行食としても記録が残されている。

全国の味噌生産量の約8割を占める米味噌は、温暖で湿度の高い東海地方では傷みやすいため、当地では米麴の代わりに大豆麴を用いて、これに塩、水を混ぜて発酵させ、木桶で長期熟成させる独特の製法で味噌を製造してきた（みそ健康づくり委員会 2001）。これは豆味噌と呼ばれ、古くから東海地方の各地で生産され、その地域の気候風土に合わせて発展してきた歴史がある。八丁味噌はこの豆味噌の一種として位置づけられる。八丁味噌のうち地元の三河産大豆を用いた「三河産大豆の八丁味噌」は、2008年に「本場の本物」のI種に登録された（八丁味噌協同組合 2023a: 本場の本物ブランド推進機構 2023b）。

愛知県では、西尾の抹茶（2017年3月登録）、八丁味噌（2017年12月登録）、豊橋なんぶとうがん（2022年3月登録）がGIとして保護の対象となったが、西尾の抹茶は産地がGIを取り下げたことで、2020年2月に制度誕生後初の登録取り消しの事例となった（Sekine 2020）。一方、八丁味噌も、岡崎市八丁町の老舗2社（合資会社八丁味噌、屋号：カクキュー）（以下、カクキュー）と株式会社まるや八丁味噌（以下、まるや）が組織する八丁味噌協同組合（以下、八丁組合）と愛知県味噌溜醬油工業協同組合（以下、県組合）の間で、登録内容をめぐる対立が生じている（Sekine and Bonanno 2018: 関根2020d）。日本のGI制度の課題を検討する上で、愛知県のGI産品は多くの教訓を示している。

4.2. 八丁味噌のGI登録：老舗と大手メーカーの対立

八丁味噌の名称をめぐる議論の歴史は長い（第3表）。1980年代には商標登録に関する裁判が起こされたが、このとき東京高等裁判所は、「八丁味噌」という名称を、岡崎市を主産地とする豆味噌の一種をさす普通名称であるとの判断を示した⁵⁾。2006年には、新たに導入された地域団体商標登録制度の下で、八丁組合と県組合の双方がそれぞれ「八丁味噌」と「愛知八丁味噌」を特許庁に出願したが、このときは、両者間で合意が形成されていないことを理由に登録されなかったため、いずれも出願を取り下げた。こうした経緯の中で、八丁組合と県組合の間では、名称の使用権だけでなく、伝統製法を重んじる前者と近代的技術を重んじる後者（特に県組合加盟の大手食品メーカー）の間で製法をめぐる認識に埋めがたい溝が生じたため、ついに

4) 八丁村の名称の由来は、徳川家康生誕の岡崎城から西に八丁（約870m）の位置に所在することによる。岡崎市は、2023年1月に岡崎市八帖町の地名を岡崎市八丁町に改めた。

5) 「高野豆腐」のように普通名称化したものは、商標、地域団体商標、地理的表示としては登録できない。

第3表 八丁味噌の商標、地域団体商標および地理的表示の登録をめぐる歴史

年月日	事象
1963年(昭和38年)	カクキューは合資会社早川久右衛門商店から八丁味噌カクキュー合資会社に社名変更
1981年(昭和56年)	カクキューは合資会社八丁味噌に社名変更
1983年(昭和58年)	カクキューは社名「合資会社八丁味噌」を商標出願したが、特許庁が拒絶査定
1989年(平成元年)	東京高等裁判所は「八丁味噌」を普通名称と判決
1990年(平成2年)	まるやは合名会社大田商店から合名会社まるや八丁味噌に社名変更(1996年に株式会社化)
2005年(平成17年) 4月13日	八丁組合設立
2006年(平成18年) 2月 3月 4月	県組合が商標「八丁味噌」を出願、特許庁が拒絶査定 八丁組合が地域団体商標「八丁味噌」出願、後に申請取り下げ 県組合が地域団体商標「愛知八丁味噌」出願、後に申請取り下げ
2009年(平成21年) 3月	八丁組合が県組合、全国味噌工業協同組合連合会を脱退
2015年(平成27年) 6月1日 6月24日	八丁組合がGI「八丁味噌」登録申請(産地：岡崎市八帖町) 県組合がGI「八丁味噌」登録申請(産地：愛知県内)
2017年(平成29年) 6月15日 12月15日	八丁組合がGI申請取り下げ 県組合が申請したGI「八丁味噌」が登録される
2018年(平成30年) 1月 3月14日 3月21日 3月26日 5月29日	マスメディア各社が県組合のGI登録を大きく報じる 八丁組合が農林水産省に不服審査請求を申立 岡崎市議会が意見書採択 市長・市議会議長が農水副大臣に意見書手交 岡崎の伝統を未来につなぐ会発足、署名活動開始
2019年(令和元年) 9月27日	農林水産省と八丁組合がそれぞれ弁明を複数回行う 総務省行政不服審査会が農林水産省の決定が妥当でないと答申
2020年(令和2年) 3月19日 3月～12月	農林水産省が「八丁味噌」のGI登録に関する第三者委員会を設置 第1回～第4回同委員会開催
2021年(令和3年) 3月12日 3月19日 9月17日	第三者委員会報告書の発表 農林水産省が八丁組合によるGI登録取り消し請求を棄却する裁決を発表 まるや八丁味噌が農林水産省に対してGI八丁味噌の登録取り消しを求める訴えを東京地方裁判所に起こす
2022年(令和4年) 6月28日 7月8日	東京地方裁判所がまるや八丁味噌の訴えを棄却 まるや八丁味噌は東京高等裁判所に控訴状を提出
2023年(令和5年) 1月27日 3月8日 3月16日	岡崎市は八帖町の町名を八丁町に変更することを決定 東京高等裁判所はまるや八丁味噌の控訴状を棄却 まるや八丁味噌は最高裁判所に上告

資料：合資会社八丁味噌(2023)、八丁味噌協同組合(2018a; 2021; 2023b)、株式会社まるや八丁味噌(2023)、農林水産省(2017; 2021a)、商標判例データベース(2023)、インタビュー調査、メディア報道より筆者作成。

2009年に前者は後者から離脱し、味噌製造業者の全国組織である全国味噌工業協同組合連合会からも脱退するに至った。

2015年6月にGI登録が始まると、八丁組合はすぐにGI「八丁味噌」を申請し、それを追う形で県組合も申請を行った。しかし、両者が申請した生産基準（明細書、生産工程管理業務規定等）⁶⁾は、大きく異なっていた（第4表）。前者は、産地を岡崎市八帖町（現八丁町）に限定し、原料は大豆と塩のみで、2年以上木桶⁷⁾で天然醸造するという厳しい基準を定めている。また、木桶の重しは矢作川の河原の天然石を用い、熟練の職人たちが地元の岡崎城の石垣を積んだ穴太衆^{あのうしろ}に由来する工法で円錐状に積み上げることを定めている（写真）。すなわち、八丁組合の八丁味噌とは、伝統技術と歴史、職人技の集大成といえる。これに対して後者は、産地を愛知県全域に拡大し、生産基準には明記していないものの、食品添加物としてアルコール添加を事実上認めている。さらに、醸造桶は木桶以外にステンレス製タンクも認め、温度調整によって醸造期間を速める近代的製法を認めている。つまり後者は、伝統的製法ではなく、既存の豆味噌と変わらない製法も容認していると考えられる。

この点について、農林水産省が設置した第三者委員会の委員は、「両組合の『八丁味噌』の製法の差異がある点は認めるべき。『八丁味噌』と一般の豆味噌と差異がなくならないように、熟成期間などの製法について、県組合も登録された生産基準をもう少し厳しくし、歩み寄るべきではないか。」（傍点筆者）と発言した（農林水産省 2021b）。つまり、同委員は、GI登録された県組合の八丁味噌の製法は、実質的に一般的な豆味噌の製法と差異が認められないと指摘したことになる。しかし、同委員の発言内容は、不思議なことに第三者委員会が最終的に作成した報告書からは削除された（「八丁味噌」の地理的表示登録に関する第三者委員会 2021）。

こうした生産基準の違いは、味噌の品質に大きく影響すると考えられるが、農林水産省のGI学識経験者委員会の加工食品等の専門部会は、新たに科学的分析や官能検査を実施することなく、書類審査のみで両者の違いはあまりないと判断した⁸⁾。さらに、同省は、八丁組合の指定産地が岡崎市八帖町（現八丁町）に限定されていることは、すでに昭和初期頃には名称使用が八

-
- 6) GI制度は地域団体商標制度と異なり、製品の名称とともに生産基準を登録することで品質保証の役割を果たす。一度登録した生産基準は再審査なしに変更することはできない。
- 7) 木桶は、伝統的な製法で醸造される日本酒や醤油、味噌の製造に欠かせないが、その生産技術を引き継ぐ職人は著しく減少しており、継承が危ぶまれている。しかし、海外では日本の木桶やその伝統的な食文化が高く評価されている。例えば、2015年のミラノ万博で展示された木桶は、万博終了後にイタリア北部でクラフトビールを製造するパラデン醸造所（BALADIN）の創業者テオ・ムッソ氏に引き取られた（関根 2020d）。パラデンは、木桶で18ヶ月熟成したクラフトビールを「KIOKE」という商品名で2018年に発売した。トリノで開催されたスローフード運動の展示会サローネ・デル・グストでは、KIOKEの解禁に合わせて世界各国の報道関係者が集まった。
- 8) EUでは、PDOの登録をする場合、またPGIの登録でも品質の違いをめぐる関係者の対立がある場合、GI審査の客観性と透明性を高めるために科学的分析や官能検査を実施している。また、大学等の研究機関で品質を分析する費用に充てるための補助金も用意されている。さらに、GI登録の専門家委員会では、醸造の専門家などから技術面の意見聴取をするだけでなく、経済学、地理学、文化人類学等の社会学者から多角的に意見聴取を行っている。これらの点は今後の日本のGI制度改革の参考になる。

第4表 GI 八丁味噌の登録申請における八丁組合と県組合の生産基準の違い

申請者	八丁味噌協同組合(八丁組合)	愛知県味噌溜醤油工業協同組合(県組合)	
味噌生産者	合資会社八丁味噌(カクキュー) 株式会社まるや八丁味噌(まるや)	株式会社中利, 合資会社野田味噌商店 (現のだみそ株式会社), 盛田株式会社, イ チビキ株式会社, ナカモ株式会社, 佐藤 醸造株式会社	
産地の範囲	愛知県岡崎市八帖町(旧八丁村, 現八丁 町)	愛知県全域	
生産方法	原料*	大豆(輸入可), 塩のみ	大豆(輸入可), 塩(アルコール添加可)
	味噌玉・豆麹	握り拳ほどの大きさ	直径20mm 以上, 長さ50mm以上
	仕込み容器	木桶	タンク(醸造桶)(ステンレス製可)
	容器の重し	天然石の重石を木桶の上に円錐状に組み 上げる(3t/ 桶)	重しの形状は問わない
	温度調整の有無	天然醸造(温度調整しない)	温度調整可
	熟成期間	二夏二冬(24か月)以上	一夏(3か月)以上, 温度調整する場合は 25℃以上で10か月以上
特徴	外見	つやのある黒味を帯びた褐色。アミノ酸 の結晶を見出せる。	赤褐色で色が濃い
	味・香り	淡み, 苦味, 酸味, 甘味, こなれた塩味, 旨味による濃厚なコクと特有の香り	適度な酸味, 旨味, 苦渋味あり

注：*食品表示法により，原料には麹と水を表記しない。

資料：農林水産省(2017)，八丁味噌協同組合(2018b)，およびインタビュー調査より筆者作成。



写真 カクキューの八丁味噌の仕込み—木桶と石積み—

出所：2015年筆者撮影

帖町（現八丁町）以外のメーカーにも拡大していることから⁹⁾、また海外での人気期待される味噌の輸出拡大においても不適切だとの認識を示し、八丁組合に対して愛知県全域に産地を拡げるよう要請した。

これに対して、八丁組合がその要請には応じられない旨を伝えると、同省から八丁味噌のGI登録は難しい旨を伝えられたため、同組合は地域団体商標の出願取り下げのときと同様の経過をたどったと受け止め、2017年6月にGI申請を取り下げた（第3表）。ところが、同省はその後、県組合が申請したGI登録を2017年12月に承認した。同省のこうした判断の背景には、2017年12月に妥結した日EU・EPAのスケジュールに合わせて八丁味噌のGI登録を急ぎ、EU域内で保護される日本のGI産品リストに加えたいという意図があったと考えられる。加えて、中国等で日本の産品名の商標登録申請が増えていたという事情があり、八丁味噌の名称保護に先手を打ちたいという焦りが働いた可能性がある。

こうして、県組合のGI登録により、岡崎市の老舗が製造する伝統製法の八丁味噌が、GI法によって「八丁味噌」という名称を使用することが禁止される¹⁰⁾という異例の事態が生じることになった。これは、地域の伝統産品の名称ならびに産品、生産者、ひいては消費者保護というGI法の目的に反することから、2018年3月に八丁組合は行政不服審査請求を行うとともに、地元の岡崎市議会ならびに市長も、農林水産省に利害関係者の合意形成を促す指導・調整をするよう要望した。さらに、同年5月には、地元住民等が県組合のGI登録見直しを同省に求める署名を開始し、その数は2023年10月までに10万3,080筆を数えた。

2019年9月に総務省行政不服審査会が「農林水産省による県組合のGI登録は妥当ではない」との判断を示したことから、農林水産省は2020年3月に自ら選定した委員で構成される「第三者委員会」を設置して検討を開始した。しかし、同委員会の報告書（「八丁味噌」の地理的表示登録に関する第三者委員会2021）は農林水産省の主張を追認する内容になっており、行政不服審査会の結論とは反対に、県組合のGI登録を支持した。この報告書を根拠として、農林水産省は同月、八丁組合によるGI八丁味噌の登録取り消しの請求を棄却する裁決を行ったが、八丁組合に加盟するまるやはこれを不服として、2021年9月に農林水産省にGI八丁味噌の登録取り消しを求める訴えを東京地方裁判所に起こした。同社は、日本のGI制度に一石を投じた

9) 農林水産省の調査結果では、消費者小売で八丁味噌と記載された商品の販売が認められたのは八丁組合のみであることから、県組合の八丁味噌という名称使用は業者向け商品に限られていたと考えられる。GI登録後、県組合のメーカーはGIを冠した八丁味噌の消費者小売を開始したが、一般消費者は八丁組合の伝統製法で造られたものだと誤認して購入する可能性がある。

10) 改正GI法（2018年）によると、GI登録を受けていない八丁組合が製品に八丁味噌の名称を用いることは、2026年以降禁止される。また、同組合の八丁味噌を用いて製造した加工食品、および八丁味噌のGIが保護されているEU市場向けの同組合の輸出品に八丁味噌の名称を用いることは、2017年のGI登録後直ちに禁止できる。実際、農林水産省は八丁組合の八丁味噌を使用した加工食品を製造する食品メーカーに対して、八丁味噌を使用した旨の表示をしないようすでに指導した経緯がある。なお、改正GI法では、GI登録以前から同一名称を用いてきた生産者に対して、継続使用の権利（先使用権）を認めたことから、八丁組合が申請して認められれば八丁味噌の名称を継続使用できると考えられる。しかし、そのためには当該製品がGI産品でないことを明記する必要がある（農林水産省2018）。

いとしているが、2022年6月28日にこの訴えは棄却された。まるやは、同年7月8日に東京高等裁判所に控訴状を提出したが、翌2023年3月8日に東京高等裁判所は、まるやが東京地方裁判所に訴えを起こした日付が2017年12月の八丁味噌のGI登録から半年以上経過していたことを理由に棄却した。同年3月16日にまるやはこれを不服として最高裁判所に上告しており、2023年10月現在、判決を待っている。

5. おわりに

GI制度は、グローバル化の中で周縁化される伝統的農産物・食品の保護を通じて、地域経済循環に役立つ有力な手段として、世界的に注目されている。こうした取り組みではEUが先行しており、地域の伝統産品を保護し、技術、生物多様性、生産者・事業者の維持・発展、ひいては地域経済・社会の活性化につながる取り組みであると評価されている。しかし、EUにおいても、GIの生産基準に大手企業の経営論理、近代的技術、改良品種等が持ち込まれ、中小零細の生産者・事業者や伝統的技術・品種が存続の危機にさらされるケースがあることが指摘されている。本稿では、八丁味噌のGI登録問題を検証することで、日本でもEUと同様の懸念が生じていることを明らかにした。EUがGI制度の設計を持続可能性の観点から見直していることに倣って、日本でもGI制度の検証と見直しに向けた議論を急ぐ必要がある。

さらに、日本のGI制度の重大な欠陥として、EUのPDOに相当する基準の欠如が挙げられる。現在のGI制度では、地元産の伝統品種の大豆で造られた味噌も、輸入大豆（遺伝子組み換え大豆を含む）で造られた味噌も、同一カテゴリーに区分されるため差別化できない。このようなGI制度の下では、地域農業と地場産業の食品製造業との連携構築を促すことは困難である。これは、類似の地理的認証である「本場の本物」が「三河産大豆の八丁味噌」をI種として登録していることとは対照的である¹¹⁾。

日本のGI制度および八丁味噌の登録問題の根底には、地域固有の伝統産品保護や地域経済循環よりも輸出拡大を至上命題とする政府の新自由主義的政策と、農産物輸出国への配慮を行わざるを得ない日本の外交的立場の弱さが潜んでいる。今後、GI法を改正してPDO相当の区分を新たに導入するとともに、制度の運用を見直して、より厳格で透明性が高く客観的な品質評価システムを導入することで、こうした課題を克服していく必要がある。八丁味噌のGI登録は、新制度の下で透明性と客観性の高い審査をやり直す必要があるだろう。

最後に、八丁味噌のGI登録をめぐる問題を受けて、現行のGI制度に対して正面から異を唱えるボトムアップの食料運動が登場したことに言及したい。その主体は、伝統食品の担い手である老舗、地域住民、地方政府、および本物の食と農を追求する消費者団体である。例えば、バルシステム生活協同組合連合会は、八丁味噌のGI登録問題が発生した当初から、精力的に問

11) 愛知県三河地方では、主に水田裏作として大豆と小麦を生産している。特に八丁組合は、地域の伝統品種の大豆「矢作」を用いた八丁味噌も生産し、地域農業の振興と伝統品種の復活に尽力している。

題提起を行い、現行制度の矛盾を訴えてきた（パルシステム生活協同組合連合会 2018: 2020）。また、複雑な GI 制度の問題を独自の取材で深く掘り下げるジャーナリスト等も、国民的議論を喚起する役割を担っている。八丁味噌の GI 登録をめぐる問題は、地域の当事者のみならず、私たちがどのような農業・食料システムを望むのか、ひいてはどのような未来社会を構築するのかを問う問題でもある。地域経済循環の構築における GI 制度の可能性は矛盾に満ちているが、こうした主体が目覚めたことは、地域の将来にとって希望といえるだろう。

謝辞：本研究は、日本学術振興会の科学研究費助成事業（若手研究）「食農ラベリング制度の国際比較：地理的表示制度、世界農業遺産、食の世界無形文化遺産」（18K14542）の成果の一部である。本研究のためにインタビュー調査に協力してくださった方々、および専門的知見を共有してくださった EU の GI 研究者らに心から感謝を申し上げる。

参考文献

- 愛知県（2020）『よくわかるあいちの農業』愛知県。
- Bonanno, A., Sekine, K. and Feuer, H. N. (Eds.) (2019) *Geographical Indications and Global Agri-Food: Development and Democratization*. London: Routledge (Earthscan Food and Agriculture).
- Bowen, Sarah (2015) *Divided Spirits: Tequila, Mezcal, and the Politics of Production*. University of California Press.
- 地理的表示保護制度研究会（2012）「地理的表示保護制度研究会報告書骨子案」地理的表示保護制度研究会。
- Ellen Macarthur Foundation (2013) *Towards the Circular Economy: Economic and Business Rationale for an Accelerated Transition*. Ellen Macarthur Foundation.
- European Commission (2020) *Circular Economy Action Plan for a Cleaner and More Competitive Europe*. Brussels: European Commission.
- 合資会社八丁味噌（2023）「会社概要／沿革」（https://www.kakukyu.jp/company_outline.asp）（2023年10月21日参照）。
- 八丁味噌協同組合（2023a）「八丁味噌とは？—歴史—」（<https://www.hatcho.jp/1-2.html>）（2023年10月26日参照）。
- 八丁味噌協同組合（2023b）「組合概要」（<https://www.hatcho.jp/3-1.html>）（2023年10月21日参照）。
- 八丁味噌協同組合（2021）「これまでの経緯」（<https://www.hatcho.jp/pdf/document02.pdf>）（2023年10月21日参照）。
- 八丁味噌協同組合（2020）「八丁味噌とは？」（<https://www.hatcho.jp/1-1.html>）（2020年12月21日参照）。
- 八丁味噌協同組合（2018a）「GI 制度に関するこれまでの経緯」（https://www.hatcho.jp/sozai/gi/gi_keii.pdf）（2023年10月21日参照）。
- 八丁味噌協同組合（2018b）「問題点」（https://www.hatcho.jp/sozai/gi/gi_problem.pdf）（2023年10月21日参照）。
- 「八丁味噌」の地理的表示登録に関する第三者委員会（2021）「報告書」（2021年3月12日）（https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/gi_iinkai/attach/pdf/8-iinkai-8.pdf）（2023年10月21日参照）。
- 本場の本物ブランド推進機構（2023a）「『本場の本物』を知る」（<https://honbamon.com/>）（2023年10月21日参照）。
- 本場の本物ブランド推進機構（2023b）「三河産大豆の八丁味噌」（<https://honbamon.com/product/15-mikawa-miso/index.html>）（2023年10月26日参照）。
- 株式会社まるや八丁味噌（2023）「会社概要・歴史」（<https://www.8miso.co.jp/company2.html>）（2023年10月21日参照）。
- 国税庁（2023）「酒類の地理的表示一覧」（<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/chiri/ichiran.htm>）（2023年10月21日参照）。
- みそ健康づくり委員会（2001）『みそ文化誌』全国味噌工業協同組合連合会・社団法人中央味噌研究所。
- 農林水産省（2023a）「令和3年農業・食料関連産業の経済計算（概算）」農林水産省。

- 農林水産省 (2023b) 「日本の食料自給率」 (https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/ziikyuru_ritu/012.html) (2023年10月22日参照)。
- 農林水産省 (2023c) 「地理的表示 (GI) 保護制度」 (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/) (2023年10月21日参照)。
- 農林水産省 (2021a) 「『八丁味噌』の地理的表示登録に関する第三者委員会」 (https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/gi_iinkai/8-iinkai.html) (2023年10月21日参照)。
- 農林水産省 (2021b) 「第四回『八丁味噌』の地理的表示登録に関する第三者委員会 議事概要」 (https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/gi_iinkai/attach/pdf/8-iinkai-6.pdf) (2023年10月21日)。
- 農林水産省 (2018) 「農林水産省における知的財産に係る取組」 農林水産省。
- 農林水産省 (2017) 「特定農林水産物等登録簿 (八丁味噌)」 農林水産省。
- 農林水産省 (2012) 「地理的表示保護制度研究会開催要領」 農林水産省。
- 岡田知弘 (2020) 『地域づくりの経済学入門—地域内再投資力論—増補改訂版』 自治体研究社。
- パルシステム生活協同組合連合会 (2020) 「GI (地理的表示) 保護制度における『八丁味噌』をめにも届くのか?」 『KOKOKARA』 2020年2月3日付 (<https://kokocara.pal-system.co.jp/2020/02/03/geographical-indications-hacho-miso2/>) (2023年10月26日参照)。
- パルシステム生活協同組合連合会 (2018) 「このままでは『八丁味噌』を名乗れなくなる!?—地理的表示 (GI) は、地域の伝統食を守れるのか?—」 『KOKOCARA』 2018年9月3日付 (<https://kokocara.pal-system.co.jp/2018/09/03/geographical-indications-hacho-miso/>) (2021年1月6日参照)。
- レイシー・ピーター, ジェシカ・ロング, ウェズレイ・スピンドラー 著, アクセンチュア 訳, 海老原城一 監訳 (2020) 『競争優位を実現するサーキュラー・エコノミー・ハンドブック』 日本経済新聞出版。
- 関根佳恵 (2023) 「農産物・食品の山地利ラベル認証制度の国際的展開と課題—国連食糧農業機関と欧州連合の取り組みを事例として—」 『愛知学院大学論叢 経済学研究』 10 (1): 55-69。
- 関根佳恵 (2021) 「持続可能な社会の構築における食農ラベリング制度の役割と課題—伊トスカナ地方のソラナ豆を事例として—」 『立命館食科学研究』 3: 89-104。
- 関根佳恵 (2020a) 「食農ラベリング制度を活用したイタリア産トマトの新たな挑戦—SDGs 時代への対応—」 『野菜情報』 (190): 61-70。
- 関根佳恵 (2020b) 「食農ラベリング制度を活用したイタリア産トマトの新たな挑戦—SDGs 時代への対応—」 『野菜情報』 (190): 61-77。
- 関根佳恵 (2020c) 「持続可能な社会に資する農業経営体とその多面的価値—2040年にむけたシナリオ・プランニングの試み—」 『農業経済研究』 92 (3): 238-252。
- 関根佳恵 (2020d) 「地理的表示の制度と課題—地域の伝統食と食の工業化—」 第5回オーガニックライフスタイル EXPO・第1回 SDGs ライフスタイルフォーラム「地理的表示 (GI) 保護制度と伝統食の価値創造—地域食品のブランド戦略を八丁味噌問題から考える—」 2020年10月17日 (Zoom 開催)。
- Sekine Kae (2020) Seeking High-level Authenticity by Emergent Matcha Producers: The Case of GI "Nishio Matcha" in Aichi Prefecture, Japan, A Paper Presented at the International Seminar "From Local to Global, the Challenge of GIs" in Nagoya University on February 22, 2020.
- Sekine Kae and Bonanno Alessandro (2018) "Geographical Indication and Resistance in Global Agri-Food: The Case of Miso in Japan" In Alessandro Bonanno and Steven Wolf (Eds.) *Resistance to the Neoliberal Agri-Food Regime: A Critical Analysis*. London: Routledge.
- 関根佳恵 (2017) 「農産物・食品の地理的表示保護制度の意義と課題」 『農村と都市をむすぶ』 67 (9): 26-34。
- 関根佳恵 (2015) 「GI 制度はどのような役割を果たせるか」 『農業と経済』 81 (12): 62-70。
- 商標判例データベース (2023) 「平成 1 年 (行ケ) 112 号」 (<https://shohyo.hanrei.jp/hanrei/tm/5563.html>) (2023年10月21日参照)。
- 高橋佛二 (2015) 『農林水産物・飲食品の GI—地域の産品の価値を高める制度利用の手引き—』 農文協。
- 特許庁 (2023) 「地域団体商標 都道府県別出願・登録件数」 (<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/document/index/ranking.pdf>) (2023年10月21日参照)。